

北堀某は鋭く不況に際し、労働者の苦難は言語に絶す、財界も
人情主義を以つて諒る、住友王國たる別子に於いて、過ぐる二十日、慘酷にも十一名の、
兄弟を敵首した。而も其中、八名は公傷にて、中には氣毒なのは、北堀某は數日前大手
術の結果、動けない状態である。此の住友の暴虐に對して、一滴の血あり涙ある人間は、
これを欺ることが出来得るであらうか。

然も解雇の動機たるや、鑛夫諸君が永年の間、踏み躪じられ、虐げられたる此の苦痛より
逃れ出でんと自覺し、労働組合を組織した、其の後會社は、此の運動に對して、凡る干渉
壓迫、迫害を以つて組合を潰さんとした、其の一例は、夜半二時頃十四五名の労働課係員
(元警察官元憲兵) 鑛夫頭が、鑛夫長屋を襲ひ、脱會書を突きつけて強迫した事實は數十
回に及ぶ。

然し鑛夫諸君は、斷呼として之に應せなかつた。ここに於て會社は無暴にも、今回の舉
に出でたのである。

今や鑛夫諸君は全力を揚げて復讐運動の最中である。
吾々同一資本系統に働きつゝある労働者は、此の事實を見、且つ聴きたる時、これを欺
するに忍びず、早速二日夜春日日出高野山説教所に於いて、住友四工場聯合大會を開催し
左の決議申合せをした。

決議

今別子銅山に於ける敵首問題は、大正十年七月の、爭議解決の際、住友總本店の聲明
せる、團結權を蹂躪せるものと認め、我等同一資本系統に在る労働者の將來に重大なる影
響を齎らす、事を信する。

故に我等は此の事件の進展に注意し其の進行の如何に依つては直に、労働階級の一員と
してこの義務を遂行せんことを期す。

右決議す。

大正十三年九月二日

住友四工場聯合大會

申合せ

- 一、本大會を機として將來住友經營の各會社工場の問題は凡べて、同一歩調の下に行動す
ること。
- 二、今回の事件は緊急を要する故に、各工場より選出せる聯合協議會に一任すること。
- 三、此の際資金を大々的に各工場より募集すること。
利害を共にする兄弟諸君よ!! 熱勢なる應援と同情を乞ふ。

(住友電線) 電線工組合
(住友製鋼所) 大阪機械労働組合
(住友伸銅所) 尼崎合同労働組合住友支部
(住友崎工場) 住友伸銅所
(住友理立) 大阪合同労働組合築港支部
(住友場立) 作業